

現行	改正案
<p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条～第13条 (略)</p> <p>(市の公共事業の契約等に関する遵守事項)</p> <p>第14条 議員及び市長等は_____</p> <p>_____、市の請負契約及び下請け工事並びに一般物品納入契約に関し、その法人等の代表権を有する事ができない。ただし、一般物品納入契約のうち、契約金額が10万円以下のものについては、この限りでない。</p> <p>第15条 (略)</p>	<p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条～第13条 (略)</p> <p>(市の公共事業の契約等に関する遵守事項)</p> <p>第14条 議員及び市長等は、それぞれ法第92条の2及び第142条(第166条第2項の規定により準用する場合を含む。)に規定する者である場合にあっては、市の請負契約及び下請け工事並びに一般物品納入契約の相手方になること_____ができない。ただし、一般物品納入契約のうち、契約金額が10万円以下のものについては、この限りでない。</p> <p>第15条 (略)</p>